

5 大阪府市町村支援マニュアル

災害廃棄物の処理にあたり、中小規模市が対応しきれない業務について、府県や近畿地方環境事務所（環境省）などが支援を行う際の支援事項を整理した「災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】」を、大阪府と環境省近畿地方環境事務所が令和2年3月に策定した。

このマニュアル内に記載のある大阪府と環境省近畿地方環境事務所の役割分担について、抜粋する。

(1) 災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携

災害の規模により、災害廃棄物の種類や、発生量に違いがあり、被災市町村における災害廃棄物処理に係る対応や広域連携を行う事項についても異なるものとなる。過去の事例からまとめたものが次表となる。

【災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携（過去事例からみた想定）】

		小規模災害	中規模災害	大規模災害
災害廃棄物処理対応	主な災害廃棄物	片付けごみ主体	片付けごみ 家屋解体由来のごみ	家屋解体由来のごみ主体
	仮置場	仮置場（平時のごみ置場を活用）	仮置場	一次仮置場、二次仮置場
	処理先	被災市町村内	被災市町村内 →地域ブロック内 →府県内	被災市町村内 →地域ブロック内 →府県内 →府県外広域処理
	関係機関	■市町村 ▲民間事業者 ▲府県 □環境省 □他都道府県・市町村	■市町村 ■民間事業者 ■府県 ▲環境省 ▲他都道府県・市町村	■市町村 ■民間事業者 ■府県 ■環境省 ■他都道府県・市町村
	組織体制	平時の体制	必要に応じて災害廃棄物担当を組織	災害廃棄物担当を組織
広域連携を行う事項	人的支援	基本的に不要	必要に応じて要請	要請
	技術的助言や支援	必要に応じて要請	必要に応じて要請	必要に応じて要請
	収集運搬・処分先の調整・確保	必要に応じて民間事業者等に協力要請を行い確保	必要に応じて県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保	県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保。 必要に応じて、県外広域処理調整

注：関係機関：■…主体的に対応、▲…必要に応じて対応、□…基本的に未対応

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

(2) 大阪府及び近畿地方環境事務所職員の役割

大阪府の役割については、「大阪府災害廃棄物処理計画」(平成 29 年 3 月(令和元年 7 月修正))において、次表のとおり示されている。

【大阪府職員の役割（大阪府災害廃棄物処理計画）】

	主な役割
大阪府	①被災市町村からの支援要請を取りまとめ、地域内の他の市町村に支援を要請する。また、市町村の支援及び受援体制の整備、大阪府と関係民間団体との協定締結状況、災害廃棄物の処理方法、住民への災害廃棄物処理の啓発・広報の方法等の情報提供を行う。 ②地域内だけで処理が困難な場合には、他市町村や関係団体等に支援要請する。 ③大阪府内で処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等に支援を要請する。 ④地方自治法に基づき、大阪府が被災した市町村から災害廃棄物の処理の事務委託を受けた場合は、委託の範囲に応じて、仮設処理施設等の用地となる二次仮置場を設置するなど、市町村に代わり処理を実施する。 ⑤大阪府の災害廃棄物処理計画や近畿ブロックでの行動計画等を踏まえ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村や国との総合調整を行い、必要に応じて災害発生から概ね 1 ヶ月を目途に、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画の作成に着手する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。 ⑥大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

また、大阪府及び近畿地方環境事務所職員が、市町村支援のために果たす役割は、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第2版〕」（2019年（令和元年）7月、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）（以下、「行動計画第2版」という。）において示されている。

大阪府の実態を踏まえた大阪府及び地方環境事務所職員の役割をまとめたものが、次表である。

【大阪府及び近畿地方環境事務所職員の役割（行動計画第2版及び大阪府災害廃棄物処理計画）】

【緊急性の高い災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
大阪府	①府県内の市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理施設等の被災状況、市町村の一時集積場等に係る情報の集約 ②し尿くみ取りや避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみの処理の応援に係る調整
国	①人員、仮設トイレや収集運搬車両等の資機材の確保に係る調整 ②プッシュ型支援に係る検討・調整 ③被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言 ④ボランティア、応援自治体と共同した、ごみステーション等の一時集積場の状況の把握 ⑤府県域をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整

【本格的な災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
大阪府	①災害廃棄物発生量、処理可能量の推計 ②市町村による実施状況の把握、事務委託等に関する検討 ③他府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討 ④二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合）） ⑤府県域外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合） ⑥災害廃棄物処理実行計画の策定、周知 ⑦大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施
国	①有識者等を現地に派遣し、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、等に関する助言 ②被災府県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整 ③再資源化・処分の協力可能性のあるブロック内の事業者の選定、協力依頼

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

被災市町村の支援内容について、発災後の活動時期別の大阪府（次以降の表では「府県」）、近畿地方環境事務所の役割別に示したものは、次の3つの表のとおりである。

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その1）】

【体制確立・情報収集段階（第1段階）】

支援内容	府県	地方環境事務所 （環境省）
・府県災害廃棄物対策チームの立ち上げ	○	
・環境省現地災害対策支援チームの立ち上げ		○
・組織（庁舎）内外部の情報伝達先および伝達手段の確立	○	
・全般の被災状況（家屋・施設被害状況、避難所開設状況等）の把握	○	
・廃棄物に係る被災状況（災害廃棄物発生状況、集積場・仮置場状況等）の把握	○	○
・被災市町村の体制および収集・運搬方法の確認	○	○
・発災後の生活ごみ処理およびし尿処理に関する情報収集	○	○
・市町村からの情報を集約の上、人員・資機材・処理先等への支援や応援要請の必要性を検討	○	
・府県内自治体および協定締結先の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）	○	
・府県をまたぎ、ブロック内外の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）		○
・環境省現地災害対策チームおよび府県間での情報共有会議の開催 →毎日が望ましい。	○	○
・被災状況の関係者（環境省本省、府県内市町村、協定締結先等）への情報共有 →特に、緊急的に対応すべき事項（散乱している災害廃棄物の撤去や廃棄物処理施設の停止等）の把握および共有	○	○
・D.Waste-Netの枠組を活用した、国職員および有識者等の被災地への追加派遣の検討		○
・二次仮置場候補地の被災状況の把握・確保（事務委託等を念頭に置く場合）	○	
・仮置場として使用可能な国有地の把握		○
・近畿ブロック協議会構成員に対して継続的に情報を発信		○

注．第1段階として、被害の大きい市町村の全体像把握に努めること。

注．発災後の状況を観察し、被災自治体の目線で必要な支援を判断すること。

注．被災自治体との信頼関係を構築すると共に市町村と府県間の風通しを良くすること。

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その2）】

【緊急措置段階（第2段階）】

支援内容	府県	地方環境事務所 (環境省)
・公衆衛生の確保状況の把握	○	○
・府県内の一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握	○	
・市町村の生活ごみステーションの状況把握	○	○
・府県内でのプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）	○	
・府県をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）		○
・被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言	○	○
・災害廃棄物発生量の概算	○	○
・仮置場の助言および不足への対応の検討	○	○
・家電4品目の処理支援		○
・社会福祉協会・ボランティアセンターとの連携体制構築支援	○	○
・住民への周知支援	○	○

注. 第1段階の結果を踏まえ、緊急支援が必要な市町村の把握および常駐を含む支援を検討すること。

注. 第1段階の状況に応じて、発生した災害廃棄物に対処するための支援を着実に実行すること。

注. 被災自治体の支援に入る自治体との連携を確立すること

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その3）】

【本格的処理段階（第3段階）】

支援内容	府県	地方環境事務所 （環境省）
・ 災害廃棄物発生量の推計、府県内処理可能量の推計	○	
・ 再資源化・処理の協力可能性のある府県内の事業者の選定、協力依頼	○	
・ 再資源化・処理の協力可能性のある府県外の事業者の選定、協力依頼		○
・ 災害廃棄物処理フローの構築	○	
・ 災害廃棄物処理実行計画の策定および周知	○	
・ 市町村による処理実施状況の把握、事務委託等に関する検討	○	
・ 府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討	○	
・ 二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合））	○	
・ 府県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整		○
・ 府県外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合）	○	○
・ 大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施	○	
・ 有識者等の現地派遣（災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、等に関する助言）		○
・ 損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去体制の構築支援	○	○
・ 補助制度の活用推進および自治体内体制の構築支援	○	○
・ 補助金事務等の継続支援体制の構築	○	○
・ 災害報告書作成等の事務支援（常駐支援の検討を含む）	○	○

注．被害の大きい中小規模市町村への手厚い支援を検討すること

注．災害廃棄物処理体制を確立するための専門的知見・経験を被災自治体にインプットすること

注．補助金事務等においては、被災自治体の不安を理解し、府県や地方環境事務所との連携による継続的な支援につなげること

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】